

V 健康教育・啓発

1. 刊行物

大学の広報誌「学園だより」に掲載した飲酒に関する保健管理センターからのお知らせを図1に示す。

図1 「学園だより」第179号（平成28年4月4日発行）


「学園だより」第180号（平成28年9月12日）

飲酒事故に注意

保健管理センターからのお知らせ

必ず守ろう!

飲酒のルール



平成24年、本学で飲酒事故があり、一人の若く貴重な命が失われてしまいました。私たちはそのことを深く心に刻まなくてはなりません。未成年飲酒や飲酒運転、飲酒の強要は、明らかに社会のルールに反する行為です。万が一、こうした行為に巻き込まれるようになったとしても、雰囲気や流されるのではなく、毅然とした態度で＜NO＞を表明し、自身と周囲の人たちの未来を守ってください。

未成年者の飲酒は厳禁

成長期にある未成年者の飲酒は、身体的・精神的・社会的にさまざまな影響があります。身体的には脳の機能低下や性腺機能障害などを引き起こし、精神的には未成年飲酒は短期間でアルコール依存症を発症すると言われています。社会的には飲酒運転による交通事故や成績不振など場合によっては学生生活を継続できなくなるほどの大きな影響が及びます。未成年者自身はどんな場面であっても飲酒を断り、成人は未成年者に決して飲酒をさせないようにすることが重要です。また、成人になってもアルコールが健康障害を起こす飲み物であることには変わりはありません。危険な飲酒をしないように心がけることが必要です。

イッキ飲みの危険性

血中のアルコール濃度が最高に達するまでには、ふつう飲酒してからおよそ30分から1時間かかるといわれています。そのため、最初はアルコールを少量に飲んでいても、どれだけ多くの量を飲んだか、本人も周りの人たかも気づかないのです。そして、その場の雰囲気や盛り立て、尋常ではない量のアルコールをイッキに飲んで（飲ませて）しまうと、血中アルコール濃度が急激に上昇し、「ほろ酔い期」も「酩酊期」も飛び越えて、一気に「死酔」「昏睡」の状態にまで進んでしまいます。それは、場合によっては呼吸停止などを引き起こす危険な状態です。これが急性アルコール中毒です。
イッキ飲みは死につながる危険な行為です。絶対にはいけません。


アルハラの定義 5項目 アルハラとはアルコール・ハラスメントの略。飲酒にまつわる人権侵害。命を奪うこともある。

1. 飲酒の強要	上下関係・部の伝統・集団によるはやしたて・罰ゲームなどといった形で心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込むこと。
2. イッキ飲ませ	場を盛り上げるために、イッキ飲みや早飲み競争などをさせること。「イッキ飲み」とは一息で飲み干すこと、早飲みも「イッキ」と同じ。
3. 意図的な酔いつぶし	酔いつぶすことを意図して、飲み会を行うことなど、傷害行為にもあたる。ひどいケースでは吐くための袋やバケツ、「つぶれ部屋」を用意していることもある。
4. 飲めない人への配慮を欠くこと	本人の体質や意向を無視して飲酒をすすめる、宴会に酒類以外の飲み物を用意しない、飲めないことをからかったり侮辱する、など。
5. 酔ったうえでの迷惑行為	酔ってからむこと、悪ふざけ、暴言・暴力、セクハラ、その他のひんしゅく行為。

※一つでもあてはまったら、アルハラになります。

INFORMATION

当センターでは**アルコールに関するDVDの放映**と、「**アルコールバッチテスト**」を**6月中旬頃**に開催する予定です。（詳細は後日掲示等でお知らせいたします）アルコールを代謝する能力の違いは生まれつきの体質が関係しています。まずは簡単な検査で自分の体質を調べてみませんか？みなさんご参加をお待ちしています。



飲酒について / おたる連河ロードレース

お酒と
 正しく付き合おう

成人、未成年にかかわらず大学生は飲み会などのお酒が提供される場に参加する機会が少なくありません。主催者も参加者もお酒による事故や健康被害が起らないように常に気を配る必要があります。

① しまはいけない、させまはいけない3つのこと

未成年者飲酒	飲酒運転	アルコールハラスメント
未成年者は飲酒は厳禁です。また、20歳の誕生日を迎えたからといって急に大宴に飲み始めることは危険です。	飲酒運転は自動車だけでなく自転車も原付も禁止です。飲んだら運転はできません。	飲酒の強要、イッキ飲ませ、意図的な酔いつぶし、飲めない人への配慮を欠くこと、酔ったうえでの迷惑行為—これらは全てアルコールハラスメントです。

② お酒と上手に付き合うためのポイント

お酒に弱い人もいる。お酒に弱い時もある アルコールを分解する酵素ALDH2型の活性が低い、あるいは欠けているタイプの人日本人が約46%と言われています。酵素の活性が低いと少量の飲酒でも有害物質であるアセトアルデヒドが体内に蓄積し、悪酔いしやすくなります。この体質は生まれつきのもので、努力して飲めるようになるということはありません。今年度実施したアルコールバッチテスト（学生366人が参加）でも、このタイプの人約40%でした。活性があるタイプの人でも、その日の体調によっては酔いやすくなることもあります。飲めない人、飲みたいくない人にお酒を強制することは危険です。

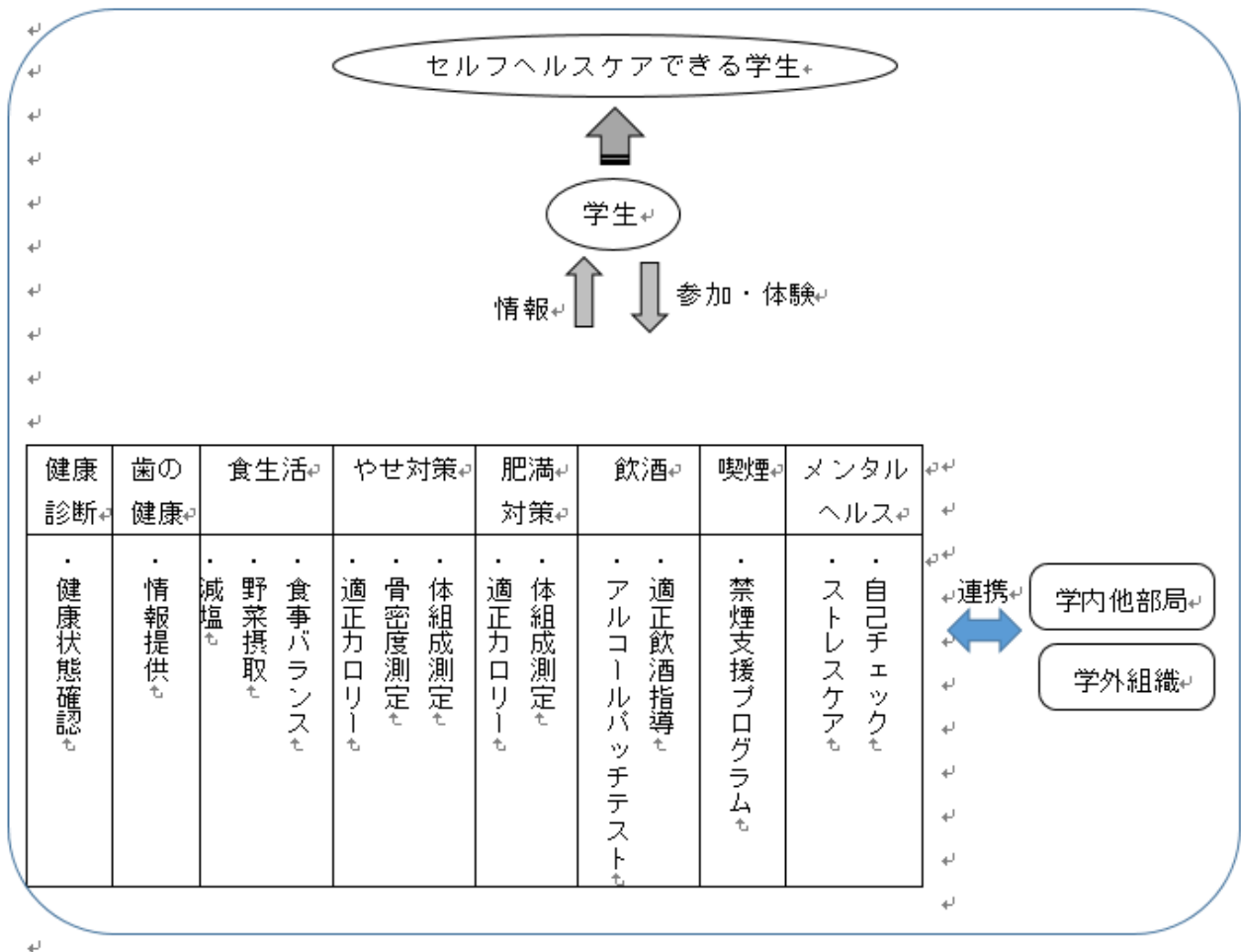
飲んでもほろ酔いまでに 酔いの段階には爽快期—ほろ酔い期—酩酊初期—酩酊期—泥酔期—昏睡期の6段階がありますが、楽しく飲めるのはほろ酔い期までです。気が大きくなり、大声がなりだてる、怒りっぽくなる、立てばふらつくなどは酩酊初期の症状ですので、このような症状が出るほどは飲まないようにしましょう。

適量には個人差が 一般的に「節度ある適度な飲酒」と言われるアルコール量は20g（ビール500ml）ですが、これはALDH2型の活性のあるタイプの男性の量です。女性や活性の低いタイプの人はいずれも少量とされています。もちろん、飲まない人に勧めているわけではありません。

2. 商大生を元気に！プロジェクト

プロジェクトの目的、概要：一人ひとりの学生が健康な大学生活を送り、卒業後も健康に社会で活躍できるようなることを目的に、従来から保健管理センターで実施されてきた学生に対する健康支援事業をレベルアップし、学生の健康づくりに必要な分野のプログラムを総合的に提供する。学生は情報を得るだけではなく、参加・体験することによって健康に対する関心を持ち、セルフヘルスケアが可能となることを目指す。保健管理センター単独ではなく、他の学生支援にかかわる事業や部局とも連携して実施する（図2）。

図2 プロジェクトイメージ



(1) 健康診断結果確認

健康診断の結果確認を促すためのポスターを作成し、学生控室に掲出した。

(2) 飲酒対策

商大生を元気に！プロジェクト（アルコール対策編）としてアルコールパッチテスト・AUDIT テストを実施。

対象：全学生、教職員

実施期間：平成 28 年 6 月 6 日（月）～17 日（金）9:00～16:30（12:00～13:00 昼休み）

場所：保健管理センター

周知方法：ポスター掲示、ホームページ

【実施内容、方法】

①アルコールパッチテスト

70%エタノールをパッチテスト用のパッチにしみこませ、腕の皮膚の柔らかい部分に7分貼付後パッチをはがし、10分後に貼付部位の皮膚色で判定。

皮膚色の变化なし→陰性(活性型)、赤身があるもの→陽性(低(不)活性型・弱いタイプ)。

陰性者には青、陽性者には赤の判定結果票（カード）を配布した。

②AUDIT(The Alcohol Use Disorders Identification Test) 飲酒習慣スクリーニングテスト

現在の飲酒習慣を確認する

③その他

DVD 放映 「STOP アルコールハラスメント」

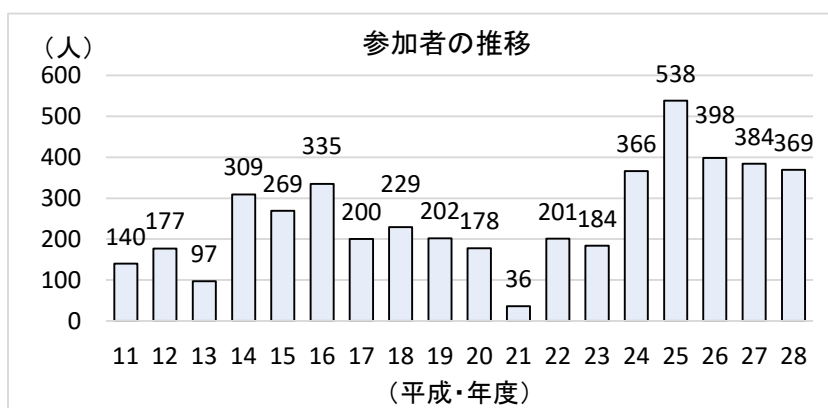
パンフレット、小冊子等を設置

【実施結果】

表 1 学年別参加数

学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	職員	合計
人数 (%)	328(89%)	23(6%)	12(3%)	3(1%)	3(1%)	369

図 3 年度別参加数



※平成 21 年度は規模を縮小して実施

表 2 日別参加数

実施日	6(月)	7(火)	8(水)	9(木)	10(金)	13(月)	14(火)	15(水)	16(木)	17(金)	合計
人数(人)	40	61	58	45	42	32	40	11	20	20	369

表 3 男女別アルコールパッチテスト結果(学生)

	陽性(弱いタイプ)	陰性(強いタイプ)	合計
男性	89(47.3%)	99(52.7%)	188(51.5%)
女性	65(36.7%)	112(63.3%)	177(48.5%)
合計	154(42.2%)	211(57.8%)	365(100%)

※1名結果なし

表 4 男女別 AUDIT 結果(学生)

重症度	点数	男性	女性
非飲酒群	0点	155	156
危険の少ない飲酒群	1~9点	30	20
危険な飲酒群	10~19点	3	2
アルコール依存症疑い群	20点以上	0	0

(3) 肥満・やせ対策

体組成・骨密度測定を実施した。

対象：全学生、教職員

実施期間・場所：平成 28 年 7 月 11 日(月)~15 日(金)、保健管理センター

周知方法：ポスター掲示、ホームページ掲載

【実施内容・方法】

- ①体組成は TANITA デュアル周波数体組成計 DC-320(スタンダードで測定)を用いて測定。身長は自己申告とし、体重、BMI、体脂肪率、筋肉量等を測定した
- ②骨密度：超音波骨密度測定器ビーナスを用いて骨梁面積率を測定し、年齢と骨梁面積率から 5 段階に判定。
- ③生活習慣アンケート：食生活、運動、紫外線対策、体格の意識
- ④その他：健康情報の冊子やパンフレットを自由に閲覧し持ち帰れるように設置。

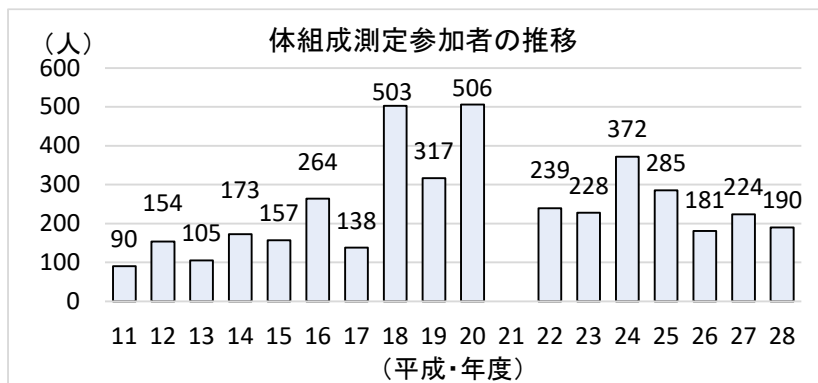
【実施結果】

①参加数

表 5 参加者数(学生・職員別)

	学生	職員	合計
体組成	179	11	190
骨密度	171	11	182
生活習慣アンケート	146		146

図4 年度別体組成測定参加数



※平成11～17年度は体脂肪測定を実施。平成21年度は実施せず。

②体組成測定結果(学生)

表6 学生男女別体組成測定結果

性別	BMI	体脂肪率 (%)	筋肉量 (kg)
男性 (119人)	21.4±2.6	14.6±4.8	7.2±2.6
女性 (60人)	20.6±2.5	27.0±5.5	6.3±2.6

BMI、体脂肪率、筋肉量は平均±SD

③骨密度測定結果(学生・職員)

表7 男女別骨密度測定結果

性別	判定区分				
	1 十分良い	2 普通・平均域	3 普通・平均域	4 やや少なめ	5 少なめ・注意
男性 (116人)	32	27	33	24	0
女性 (66人)	5	10	25	24	2

④生活習慣アンケート結果(学生)

年齢の記載がなかった7人を除く139人を集計。

表8-1 生活習慣の状況

乳製品の摂取 (現在)		毎日食べる	時々食べる(週3~5日)	ほとんど食べない
	男性	25 (34.7%)	29 (40.3%)	17 (23.6%)
	女性	17 (25.4%)	35 (52.2%)	15 (22.4%)
乳製品の摂取 (小中高生の頃)		毎日食べていた	時々食べていた(週3~5日)	ほとんど食べていない
	男性	40 (55.6%)	21 (29.2%)	7 (9.7%)
	女性	31 (46.3%)	22 (32.8%)	10 (14.9%)
運動 (現在)		週5日以上	週2~4日	週1日以下
	男性	21 (29.2%)	43 (59.7%)	8 (11.1%)
	女性	10 (14.9%)	27 (40.3%)	30 (44.8%)
運動 (小中高生の頃)		週5日以上	週2~4日	週1日以下
	男性	42 (58.3%)	19 (26.4%)	7 (9.7%)
	女性	17 (25.4%)	32 (47.8%)	13 (19.4%)
紫外線対策 ※		夏も冬もしている	強い日差しでしている	特にしていない
	男性	0 (0%)	11 (15.3%)	61 (84.7%)
	女性	13 (19.4%)	43 (64.2%)	10 (14.9%)

※日焼け止めや日傘、長袖等で紫外線を浴びないようにすること

表 8-2 体型意識とダイエット経験

体型意識		太っている	ちょうどいい	やせている	
	男性	23 (31.9%)	30 (41.7%)	19 (26.4%)	
	女性	29 (43.3%)	33 (49.3%)	5 (7.5%)	
食事のダイエット		現在している	今はしていないが経験がある	したいと思っ ているが経験はない	したいと思っ たこともない
	男性	10 (13.9%)	11 (15.3%)	11 (15.3%)	40 (55.6%)
	女性	13 (19.4%)	16 (23.9%)	26 (38.8%)	12 (17.9%)
運動のダイエット		現在している	今はしていないが経験がある	したいと思っ ているが経験はない	したいと思っ たこともない
	男性	15 (20.8%)	15 (20.8%)	11 (15.3%)	31 (43.1%)
	女性	15 (22.4%)	17 (25.4%)	27 (40.3%)	8 (11.9%)

(4) メンタルヘルス対策

講演会 メンタルヘルスセミナー

日時：11月29日 12:50~14:20

講師：杉山成特別修学支援室長・心理学教授

タイトル：メンタルヘルスセミナー -ストレスと上手に付き合うために-
心理学Ⅱの公開講座として実施。参加学生 149 人。

内容はストレスのメカニズムの解説、ストレスマネジメントの方法について。

VI 産業衛生活動

表 1 衛生委員会構成員

委員名	職名	氏名
総括衛生安全管理者	総務・財務担当副学長	江頭進
安全管理者	施設課長	荒谷正樹
衛生管理者	看護師	佐藤希代巳
産業医	保健管理センター教授	高橋恭子
5号委員	企業法学科准教授	国武英生
5号委員	一般教育系准教授	石崎香理
5号委員	教務課専門員	畠中勇

表 2 衛生委員会会議

回	開催月	主要議題等
1	平成 28 年 4 月	平成 28 年度安全衛生管理計画の策定について (報告事項) 学内定期巡視について
2	5 月	(持ち回り開催) (報告事項) 学内定期巡視について
3	6 月	平成 28 年度ストレスチェックの実施について VDT 健診の実施について (報告事項) 学内定期巡視について
4	7 月	平成 28 年度 VDT 健診実施方法について 文部科学省共済組合予算による福利厚生事業について (報告事項) 学内定期巡視について
5	9 月	学内におけるタバコのポイ捨て問題について (報告事項) 特定化学物質および有機溶剤使用に伴う法令対応について、学内定期巡視について
6	10 月	学内におけるタバコのポイ捨て問題について (報告事項) 平成 28 年度職員健康診断について、学内定期巡視について
7	11 月	ストレスチェック集団分析結果を踏まえた職場環境の改善について (報告事項) 平成 28 年度職員健康診断および VDT 健診結果について、学内定期巡視について
8	12 月	(持ち回り開催) (報告事項) 学内定期巡視について
9	平成 29 年 1 月	(持ち回り開催) (報告事項) 学内定期巡視について
10	2 月	(持ち回り開催) (報告事項) 学内定期巡視について
11	3 月	職員健康診断の受診の徹底について 国立大学法人小樽商科大学職場復帰支援実施要項の一部改正について (報告事項) 平成 28 年度メンタルヘルス研修の実施について、学内定期巡視について

表 3 保健管理センターの主な活動

実施日	内容
11 月 7~11 日	教職員対象インフルエンザ予防接種 (文部科学省共済組合予算による福利厚生事業) 接種者 108 人

特別修学支援室

1. 特別修学支援室について

①設置の経緯

国連の「障害者の権利に関する条約」締結に向けた国内法制度の整備の一環として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、平成28年4月1日に施行されることとなった。これにより、施行日以降、国立大学では障害のある学生への合理的配慮の調整が法的義務となった。

こうした状況を踏まえ、本学では教育担当副学長の下にワーキンググループを設置し、障がいのある学生への支援のあり方についての検討を進めた。その結果、保健管理センター内に、障がいのある学生への支援を担当する「特別修学支援室」（以下、支援室）を設置し、専任教員と事務職員を配置するという方向性が確認され、平成28年3月4日の学部・大学院合同教授会において承認された。

そして、支援室の専従スタッフとして、一般教育等の心理学担当教員であった杉山が所属変更して支援室の専任教員（支援室長）に着任し、学生支援課の事務職員2名（石田・笹森）を支援室の事務職員に所属を変更した。支援室の場所については学生何でも相談室（3号館4階）を共同利用することが決まり、フリースペースの拡大、入口のスライドドア化等の施設改修を行った。その後、入学予定者への案内文書送付や学内でのポスター掲示等の広報活動、支援機器の購入等の準備を進めつつ、平成28年4月1日に正式に発足した。

②特別修学支援室の体制

本学の支援室は、保健管理センターの一部門として障がいのある学生の修学支援を担当する。組織を単独で設置しなかったのは、支援室の専任教員・事務職員と保健管理センター医師・看護師間の有機的連携を重視したためである。

その他に支援室に関わる機関としては「特別修学支援連絡会議」と「保健管理センター運営委員会」がある。特別修学支援連絡会議は、支援室長（議長）と保健管理センター所長に加え、学生委員会委員長（教育担当副学長兼任）、教務委員会委員長、学生支援課長、教務課長が加わり、障がいのある学生の情報共有、および、支援計画の調整を行う。他方、保健管理センター運営委員会では、保健管理センター業務の一環として支援室の活動についての審議を行う。具体的には、障がいのある学生の支援登録の可否、支援計画の承認等であり、構成員は、保健管理センター所長（議長）、教育担当副学長、支援室長、学生支援課長、そして、学長指名委員3名である。

障がいのある学生の情報は、基本的に守秘義務に基づいて保護されているが、連携に必要な情報（障がいの内容や支援内容についての本人の希望等）については個人情報に留意しつつ、また、学生の了承を得た上で、上述の会議において共有が行われている。なお、年に2回程度、学部・大学院合同教授会において支援室の活動報告を行っているが、この場で共有されるのは登録人数等の周辺情報のみであり、個人の詳細な情報については触れていない。

③特別修学支援室の業務内容

本来、障がいのある学生への修学支援は教職員全体で行うべきものであるため、本学では支援室の主な業務を「障がいのある学生と学内各部署や教職員との橋渡し役となり、適切な支援内容を提案し調整

していくこと」と位置づけている。具体的な業務内容として想定されているものは図1のものである。

図1 特別修学支援室の業務内容

合理的配慮の調整
<ul style="list-style-type: none">• 学生、保護者、教職員等からの相談を受け付ける（電話、メール、直接来談）• 利用学生の支援希望内容についてアセスメントを行う• 利用学生、教務課・学生支援課等と協議を行い、支援計画を設定する• 利用学生と共に担当教員への配慮願いを作成する• 必要に応じて、担当教員に配慮の内容について説明し、協議を行う
日常的支援
<ul style="list-style-type: none">• 履修計画、時間割の作成等について指導する• 学期内および長期休暇期間に定期的なカウンセリングを行い、必要な対応を行う• 単位の習得状況について把握し、履修指導を行う• 要望があった場合、授業やゼミ担当教員に対してコンサルティングを行う
ピアサポートの運営
<ul style="list-style-type: none">• ノートテイク、パソコンテイク、車いす介助といった援助手段の整備を計画する• ピアサポーターに対し、基本的な援助スキル指導を行う• ピアサポーターと共にピアサポート室の管理・運営を行う• ピアサポーターの勤務管理を行う
学内外との連携
<ul style="list-style-type: none">• センター医師や看護師、学生何でも相談室の臨床心理士、事務局等、学内の各部署と連携する• 保護者や高等学校からの入学前の問い合わせに対応する• 情報収集や支援計画設定のため、保護者や主治医、出身高等学校等と連携する• 卒業後に向けて外部の専門機関（発達障害者支援センター、ハローワーク等）と連携する
広報活動
<ul style="list-style-type: none">• 特別修学支援室やピアサポート室の広報のため、ウェブサイトを立ち上げ、管理を行う• FD講演会や学生向け講演会を実施し、障害支援について教職員や学生への理解を促進する• 障害学生の特性や支援の考え方について解説する教職員向けマニュアルを作成する

2. 平成28年度の活動

①登録学生数

平成28年度に支援室に登録し、修学上の支援を受けたのは4名であり、内訳は表1のようであった。なお、この他に正式に登録はしていないものの、学生何でも相談室において障がいについての相談（受診のメリットとデメリットの確認、受診機関選択等の相談）を行っている学生が数名存在する。

表1 障がいのカテゴリーと該当学生数（人）

	1年次生	2年次生	3年次生	4年次生	過年度生	大学院生
視覚障がい						
聴覚・言語障がい						
肢体不自由	1					
病弱・虚弱	2					
重複						
発達障がい（診断書あり）			1			
精神障がい						
その他の障がい						

（障がいのカテゴリーは学生支援機構の形式に基づく）

② 修学支援の内容

学生との面談（一部の学生については保護者、高校の担任との面談も実施）の結果を踏まえ、特別修学支援連絡会議で協議を行い、それぞれの学生への合理的配慮の調整を行った。そして、授業担当教員等との協議を経て実行された。その一例を以下に示す。

また、それぞれの学生との間で定期的な面談を行い、「困り感」（学生生活において何に困っているのか、どのように困っているのかという問題意識）の把握を行った。

肢体不自由のある学生への支援の例

- ・ 体調不良時の途中退室を許可する
- ・ 教室移動に時間がかかることが予想される場合、遅刻して入室することを許可する
- ・ 定期試験時の座席位置を途中退室可能な位置に変更する

病弱・虚弱の学生への支援の例

- ・ 授業の録音、授業スライドの撮影を許可する
- ・ 体調不良時の途中退室を許可する
- ・ 履修抽選の際に、障がいによる制約を受けにくい科目を優先的に受講できるよう配慮する
- ・ 定期試験の時間延長とその際に別室で受験することを許可する
- ・ 体調不良による欠席が続いた場合、欠席基準の緩和か代替措置について許可する
- ・ 体調不良が続いた場合、レポートの提出期限の延長を許可する

発達障がいのある学生への支援の例

- ・ 授業の録音、授業スライドの撮影を許可する

- ・ 研究指導担当教員に対し、障がい特性について情報提供を行う
- ・ 外部の就労支援施設と連携し、次年度の就職活動に向けた事前準備を行う

③その他の活動

登録学生への修学支援のほか、平成28年度に支援室で行った活動には以下のようなものがあった。

入試・広報

- ・ 支援室ウェブサイト (<http://www.otaru-uc.ac.jp/~sugiyama/index.html>) の開設
- ・ 学内広報誌「学園だより」への支援室の記事掲載（第180号、第181号）
- ・ オープンキャンパス（8/8）における相談対応
- ・ 保護者連絡会（10/22）における相談対応
- ・ 大学入試センター試験（1/14-15）における障がいのある学生の別室受験への対応
- ・ 前期個別試験（2/25）における障がいのある学生の別室受験への対応
- ・

研修会等参加

- ・ 平成28年度障害学生支援実務者育成研修会基礎コース（主催：日本学生支援機構 8/22-8/23）参加
- ・ 平成28年度障害学生支援実務者育成研修会応用コース（主催：日本学生支援機構 9/20-9/21、12/5）参加
- ・ 平成28年度障害学生専門別セミナー（1）（主催：日本学生支援機構 9/26）参加
- ・ 研修「障害のある学生の就労支援について」（主催：石狩市障がい者就業・生活支援センターのいける 11/17）参加
- ・ 就労情報交換会（主催；札幌市役所 11/25）参加
- ・ 小樽商科大学教職員学生指導研究会「大学生の発達障がいに関する理解、対応を考える」（11/26）参加
- ・ 平成28年度障害学生専門別セミナー（2）（主催：日本学生支援機構 11/23）参加
- ・ 平成28年度障害学生専門別セミナー（3）（主催：日本学生支援機構 12/1）参加
- ・ 障害のある学生の就業セミナー（主催：北海道労働局）（1/20）参加
- ・ 北海道地区障がい学生支援教職員研修会（主催：札幌学院大学 2/27）参加

その他

- ・ 北海道障害者職業センター訪問（11/4）
- ・ 札幌市障がい者就業・生活支援センター「たすく」訪問（11/10）
- ・ 後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（2/7）参加
- ・ 小樽市障がい者就業・生活支援センター「ひろば」訪問（3/24）

施設・管理体制

1. 規程

小樽商科大学保健管理センター規程

(平成25年3月12日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 小樽商科大学学則第6条第2項の規定に基づく小樽商科大学保健管理センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 センターは、小樽商科大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員の健康の増進、疾病の予防及び早期発見その他保健管理に関する専門業務並びに障がいのある者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）への支援を行うことを目的とする。

第2章 業務及び組織

(業務)

第3条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 定期及び臨時の健康診断
- (2) 健康診断の事後措置等健康の保持増進についての必要な指導
- (3) 健康相談及び指導助言
- (4) 精神衛生に関する相談及び指導助言
- (5) 応急処置
- (6) 感染症の予防及び学内の環境衛生の改善
- (7) 飲酒及び薬物乱用防止等に関する教育及び啓発
- (8) 学内の保健管理に関する実施計画の企画及び立案
- (9) 保健管理の充実向上のための調査研究
- (10) 障がいのある者への支援
- (11) その他保健管理及び障がいのある者への支援に関して必要な専門的業務、教育及び啓発

(組織)

第4条 センターに、障がいのある本学学生（入学志願者を含む）のために小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室（以下「支援室」という。）を置く。

2 支援室に関する必要な事項は、別に定める。

第5条 センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 専任教員（医師の資格を有する教授又は准教授）
- (3) 専任教員（教授又は准教授）
- (4) 医療技術職員（看護師等の資格を有する者）

(5) カウンセラー

(6) その他必要な職員

2 所長は、センターの業務を掌理する。

3 専任教員（医師の資格を有する教授又は准教授）は、第3条各号に掲げる業務のほか、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める学校医としての業務

(2) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）及び国立大学法人小樽商科大学職員安全衛生管理規程に定める産業医としての業務

4 専任教員（教授又は准教授）は、小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室規程第3条各号に掲げる業務を行う。

5 医療技術職員は、第3条各号に掲げる業務を行う。

6 カウンセラーは、精神衛生に関する相談等の専門的業務を行う。

（所長の選任等）

第6条 所長は、本学専任教員又は役員のうちから第8条に規定する運営委員会が推薦し、学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が選任する。

2 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 所長に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

（学校医等の委嘱）

第7条 学校医及び産業医に欠員が生じた場合は、所長の推薦に基づき、次条に規定する運営委員会の議を経て学長が委嘱する。

2 カウンセラーは、所長の推薦に基づき次条に規定する運営委員会の議を経て学長が委嘱する。

第3章 運営委員会等

（運営委員会）

第8条 センターに、センター業務の運営に関する必要な事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第9条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 学生及び教職員の保健管理の基本方針に関する事項

(2) センターの事業計画に関する事項

(3) 所長候補者の推薦に関する事項

(4) センターの専任教員の選考に係る基本方針に関する事項

(5) 学校医、産業医及びカウンセラーの選考に関する事項

(6) 障がいのある者への支援に関する事項

(7) その他センターの運営に関する事項

（組織）

第10条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 所長

(2) 教育担当副学長

- (3) センターの専任教員（医師の資格を有する教授又は准教授）
- (4) センターの専任教員（教授又は准教授）
- (5) 学長が指名した教員 3名
- (6) 教務課長
- (7) 学生支援課長
- (8) 総務課長
- (9) その他学長が必要と認めた者 若干名

（任期）

第11条 前条第5号及び第9号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第12条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（議事）

第13条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（専門部会）

第14条 センターは、委員会の下に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する必要な事項は、別に定める。

第4章 雑則

（事務）

第15条 センターに関する事務は、学生支援課において、各課室の協力を得て行う。

（雑則）

第16条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て所長が定める。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に所長である者の任期については、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

小樽商科大学特別修学支援室規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小樽商科大学保健管理センター規程（以下「センター規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室（以下「支援室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 支援室は、小樽商科大学（以下「本学」という。）において障がいのある学生（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）に学修及び研究を行う上で必要な支援を行うとともに、関係課室等と連携し、本学における障がいのある学生への支援の充実を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 支援室は、次の業務を行う。

- (1) 障がいのある入学志願者との事前相談に関すること
- (2) 障がいのある学生からの修学等の相談に関すること
- (3) 障がいのある学生の支援方策の立案及び実施に関すること
- (4) 障がいのある学生の教育方法の改善等の提言に関すること
- (5) 障がいのある学生の施設・設備の改善等の提言に関すること
- (6) 教職員及び学生への意識啓発に関すること
- (7) 支援室にかかる広報等に関すること
- (8) その他障がいのある学生への合理的配慮及び支援に関し必要なこと

(組織)

第4条 支援室に次の職員を置く。

- (1) 室長
- (2) センター規程第5条第1項第3号に規定する専任教員
- (3) 事務職員

2 室長は、本学の専任教員のうちから学長が選任する。

3 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 室長に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

5 室長は、支援室の業務を掌理する。

(臨時相談員)

第5条 室長は、必要と認めたときは、学生相談の内容に応じ、専門的知識を有するものを臨時相談員として委嘱することができる。

(秘密の保持)

第6条 第3条に定める業務に携わる者は、個人の秘密保持について特に留意し、職務上必要な場合を除いて、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(特別修学支援連絡会議)

第7条 障がいのある学生の修学支援に関する諸問題について、関係組織の緊密な連携を確保し、必要な対応を検討するため、支援室に特別修学支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長

- (2) 教務委員会委員長
- (3) 学生委員会委員長
- (4) 専任教員（医師の資格を有する教授又は准教授）
- (5) 教務課長
- (6) 学生支援課長
- (7) その他室長が必要と認めた者

3 連絡会議の議長は室長とする。

（事務）

第8条 支援室の事務は、学生支援課が関係課室の協力を得て行う。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、支援室の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2. 保健管理センター運営委員会・特別修学支援室連絡会議

表1 運営委員会

職名	氏名
委員長 保健管理センター所長	高橋恭子
教育担当副学長	鈴木将史
保健管理センター専任教員	杉山成
学長指名 経済学科教授（平成28年9月30日まで）	佐野博之
学長指名 一般教育系教授（平成28年10月1日から）	西永亮
学長指名 一般教育系教授	花輪啓一
学長指名 言語センター教授	井上典子
教務課長	藏重治
学生支援課長	西田政利
総務課長	佐藤陽一

表2 特別修学支援連絡会議

職名	氏名
特別修学支援室長	杉山成
教務委員会委員長	嘉瀬達男
学生委員会委員長	鈴木将史
専任教員	高橋恭子
教務課長	藏重治
学生支援課長	西田政利

3. 職員

表1 保健管理センター職員

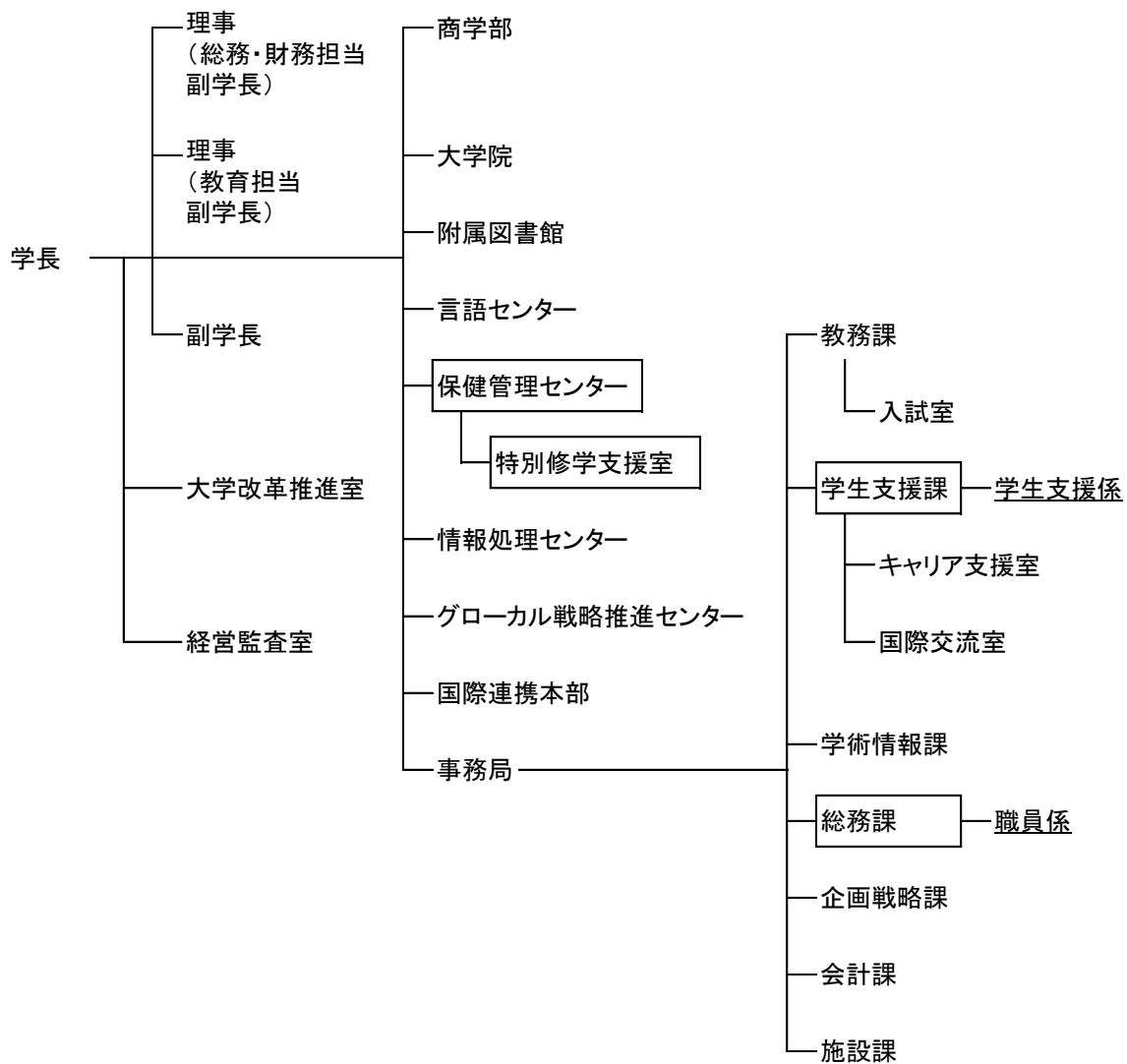
職名	氏名
所長	高橋恭子
保健管理センター専任教員（特別修学支援室長）	杉山成
看護師	佐藤希代巳
看護師（非常勤）	中川美和子
臨床心理士（非常勤）	秋谷博夫
臨床心理士（非常勤）	今井智香子

表2 特別修学支援室職員

職名	氏名
特別修学支援室長	杉山成
事務職員	石田ひろみ
事務補佐員	笹森なごみ

4. 組織機構図

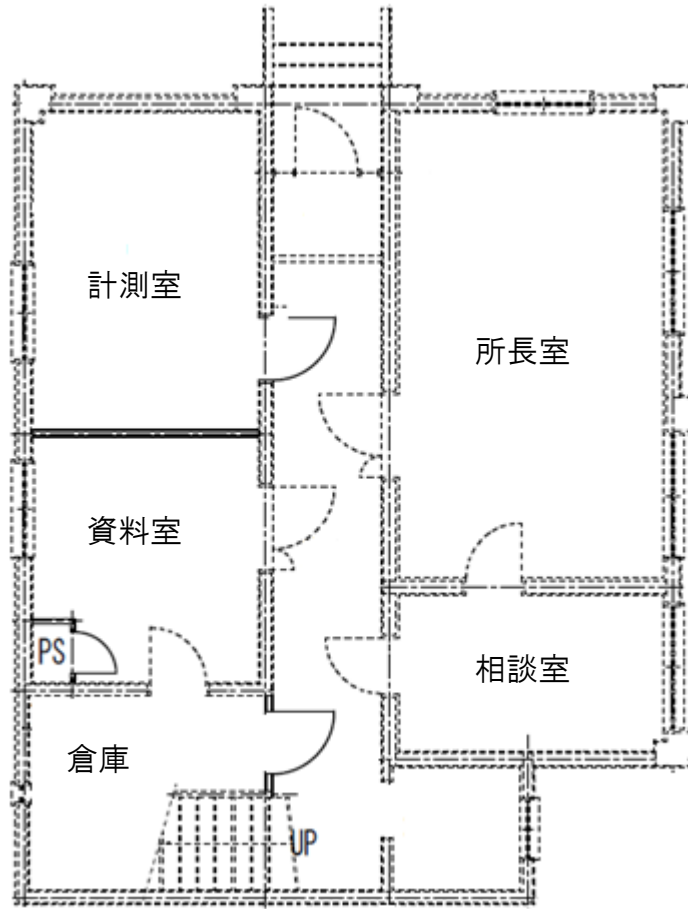
平成 28 年 4 月 1 日



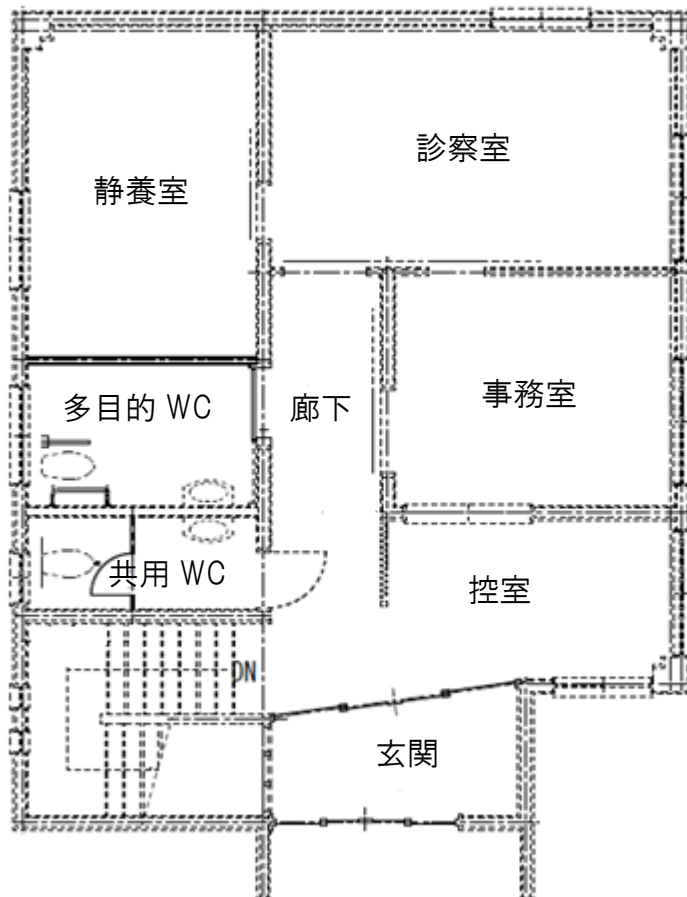
5. 平面図

(1) 保健管理センター平面図

1 階平面図

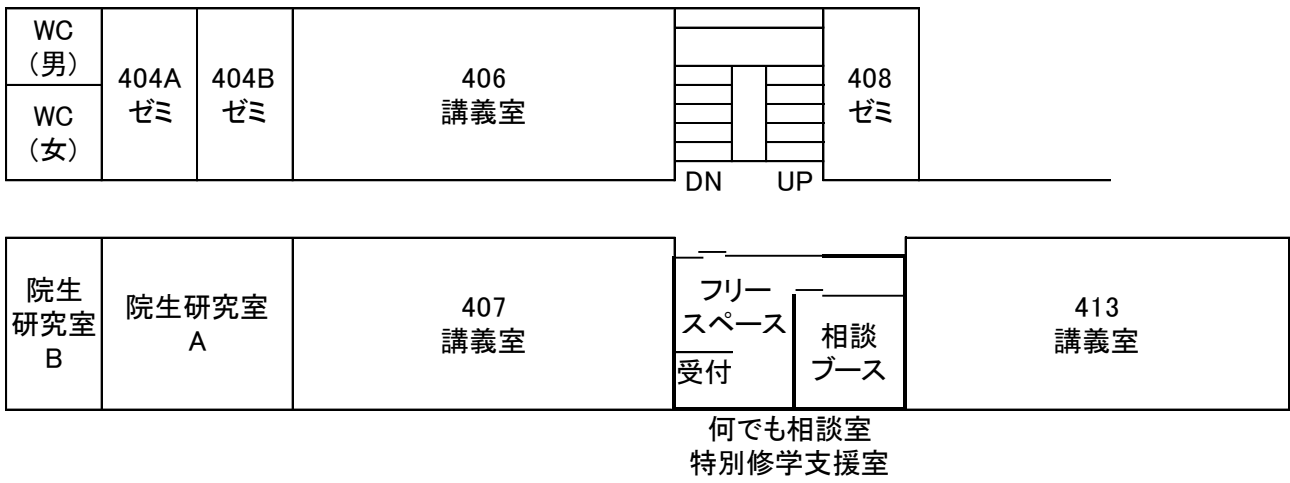


2 階平面図



(2) 特別修学支援室平面図

3号館4階



小樽商科大学保健管理センター報告書

平成 28 年度

発行 平成 30 年 1 月

編集・発行

小樽商科大学保健管理センター

〒047-8501 小樽市緑 3 丁目 5 番 21 号

TEL 0134-27-5266

e-mail c_hoken@office.otaru-uc.ac.jp